

協議第20号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて提出する。

平成15年8月11日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

地方税の取扱いについて

- (1) 市民税、固定資産税、軽自動車税、鉱産税、入湯税の税率については、新市における標準税率に統一する。
納期については、地方税法に定める納期に統一する。ただし、固定資産税及び軽自動車税の納期については、本荘市の例に統一する。
- (2) 市たばこ税、特別土地保有税については、現行のとおりとする。
なお、特別土地保有税の免税点については、地方税法の規定により5,000㎡未満とする。
- (3) 都市計画税については、現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	地方税の取扱い
関 連 項 目	個人市民税 法人市民税 固定資産税 軽自動車税 市たばこ税 鉱産税 特別土地保有税 入湯税 都市計画税

調整内容	・市民税、固定資産税、軽自動車税、鉦産税、入湯税の税率については、新市における標準税率に統一する。 納期については、地方税法に定める納期に統一する。ただし、固定資産税及び軽自動車税の納期については、本荘市の例に統一する。
------	---

項目	各 市 町 の 現 況			
	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
個人市町民税	(均等割税率) 標準税率 2,000円	(均等割税率) 標準税率 2,000円	(均等割税率) 標準税率 2,000円	(均等割税率) 標準税率 2,000円
	(所得割税率) 標準税率 200万円以下 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円超 10%			
	(普通徴収に係る納期) 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期翌年1月1日～1月31日	(普通徴収に係る納期) 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期翌年1月1日～1月31日	(普通徴収に係る納期) 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 12月1日～12月25日	(普通徴収に係る納期) 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 12月1日～12月25日
	<hr/>			
法人市町民税	(均等割税率) 超過税率 1号法人 3,600,000円 2号法人 2,100,000円 3号法人 492,000円 4号法人 480,000円 5号法人 192,000円 6号法人 180,000円 7号法人 156,000円 8号法人 144,000円 9号法人 60,000円	(均等割税率) 標準税率 1号法人 3,000,000円 2号法人 1,750,000円 3号法人 410,000円 4号法人 400,000円 5号法人 160,000円 6号法人 150,000円 7号法人 130,000円 8号法人 120,000円 9号法人 50,000円	(均等割税率) 標準税率 1号法人 3,000,000円 2号法人 1,750,000円 3号法人 410,000円 4号法人 400,000円 5号法人 160,000円 6号法人 150,000円 7号法人 130,000円 8号法人 120,000円 9号法人 50,000円	(均等割税率) 標準税率 1号法人 3,000,000円 2号法人 1,750,000円 3号法人 410,000円 4号法人 400,000円 5号法人 160,000円 6号法人 150,000円 7号法人 130,000円 8号法人 120,000円 9号法人 50,000円
	(法人税割額) 超過税率 14.7%	(法人税割額) 標準税率 12.3%	(法人税割額) 標準税率 12.3%	(法人税割額) 標準税率 12.3%
	<hr/>			

各市町の現況				
項目	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
個人市町民税	(均等割税率) 標準税率 2,000円	(均等割税率) 標準税率 2,000円	(均等割税率) 標準税率 2,000円	(均等割税率) 標準税率 2,000円
	(所得割税率) 標準税率 200万円以下 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円超 10%	(所得割税率) 標準税率 200万円以下 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円超 10%	(所得割税率) 標準税率 200万円以下 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円超 10%	(所得割税率) 標準税率 200万円以下 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円超 10%
	(普通徴収に係る納期) 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 12月1日～12月25日	(普通徴収に係る納期) 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期翌年1月1日～1月31日	(普通徴収に係る納期) 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期翌年1月1日～1月31日	(普通徴収に係る納期) 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期翌年1月1日～1月31日
	法人市町民税	(均等割税率) 標準税率 1号法人 3,000,000円 2号法人 1,750,000円 3号法人 410,000円 4号法人 400,000円 5号法人 160,000円 6号法人 150,000円 7号法人 130,000円 8号法人 120,000円 9号法人 50,000円 (法人税割額) 標準税率 12.3%	(均等割税率) 標準税率 1号法人 3,000,000円 2号法人 1,750,000円 3号法人 410,000円 4号法人 400,000円 5号法人 160,000円 6号法人 150,000円 7号法人 130,000円 8号法人 120,000円 9号法人 50,000円 (法人税割額) 標準税率 12.3%	(均等割税率) 標準税率 1号法人 3,000,000円 2号法人 1,750,000円 3号法人 410,000円 4号法人 400,000円 5号法人 160,000円 6号法人 150,000円 7号法人 130,000円 8号法人 120,000円 9号法人 50,000円 (法人税割額) 標準税率 12.3%

具体的な調整方法	
個人市民税	新市における標準税率(均等割税率:2,500円)に統一する。 普通徴収に係る納期は、地方税法に定める納期(本荘市、矢島町、東由利町、西目町、鳥海町の例)に統一する。
法人市民税	標準税率(矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町の例)に統一する。

調整内容	・市民税、固定資産税、軽自動車税、鉱産税、入湯税の税率については、新市における標準税率に統一する。 納期については、地方税法に定める納期に統一する。ただし、固定資産税及び軽自動車税の納期については、本荘市の例に統一する。
------	---

項 目	各 市 町 の 現 況			
	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
固定資産税	(税率) 超過税率 1.50%	(税率) 標準税率 1.40%	(税率) 標準税率 1.40%	(税率) 標準税率 1.40%
	(免税点) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	(免税点) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	(免税点) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	(免税点) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円
	(納期)	(納期)	(納期)	(納期)
	第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月28日 第4期翌年 2月1日～2月末日	第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期翌年 2月1日～2月末日	第1期 5月1日～5月31日 第2期 6月1日～6月30日 第3期 8月1日～8月31日 第4期 10月1日～10月31日	第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 11月1日～11月30日

各 市 町 の 現 況				
項 目	大 内 町	東由利町	西 目 町	鳥 海 町
固定資産税	(税率) 標準税率 1.40%	(税率) 標準税率 1.40%	(税率) 標準税率 1.40%	(税率) 標準税率 1.40%
	(免税点) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	(免税点) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	(免税点) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	(免税点) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円
	(納期)	(納期)	(納期)	(納期)
	第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 11月1日～11月30日	第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 12月1日～12月25日	第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期翌年2月1日～2月末日	第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月27日 第4期翌年2月1日～2月末日

具 体 的 な 調 整 方 法	
固定資産税	標準税率(矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町の例)に統一する 納期は、本荘市の例に統一する。

調整内容

・市民税、固定資産税、軽自動車税、鉦産税、入湯税の税率については、新市における標準税率に統一する。
納期については、地方税法に定める納期に統一する。ただし、固定資産税及び軽自動車税の納期については、本荘市の例に統一する。

項 目	各 市 町 の 現 況			
	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
軽自動車税	(税率) 標準税率	(税率) 標準税率	(税率) 標準税率	(税率) 標準税率
	原動機付自動車	原動機付自動車	原動機付自動車	原動機付自動車
	2輪 50cc以下 1,000円	2輪 50cc以下 1,000円	2輪 50cc以下 1,000円	2輪 50cc以下 1,000円
	" 90cc以下 1,200円	" 90cc以下 1,200円	" 90cc以下 1,200円	" 90cc以下 1,200円
	" 125cc以下 1,600円	" 125cc以下 1,600円	" 125cc以下 1,600円	" 125cc以下 1,600円
	3輪 20cc超 2,500円	3輪 20cc超 2,500円	3輪 20cc超 2,500円	3輪 20cc超 2,500円
	軽自動車	軽自動車	軽自動車	軽自動車
	2輪 2,400円	2輪 2,400円	2輪 2,400円	2輪 2,400円
	3輪 3,100円	3輪 3,100円	3輪 3,100円	3輪 3,100円
	4輪以上 乗用 営業用 5,500円			
	" " 自家用 7,200円			
	" 貨物 営業用 3,000円			
	" " 自家用 4,000円			
	専ら雪上を走行するもの 2,400円	専ら雪上を走行するもの 2,400円	専ら雪上を走行するもの 2,400円	専ら雪上を走行するもの 2,400円
	小型特殊自動車	小型特殊自動車	小型特殊自動車	小型特殊自動車
	農耕作業用 1,600円	農耕作業用 1,600円	農耕作業用 1,600円	農耕作業用 1,600円
	その他 4,700円	その他 4,700円	その他 4,700円	その他 4,700円
	2輪の小型自動車 4,000円	2輪の小型自動車 4,000円	2輪の小型自動車 4,000円	2輪の小型自動車 4,000円
	(納期) 5月1日～ 5月31日	(納期) 4月11日～ 4月30日	(納期) 4月11日～ 4月30日	(納期) 4月11日～ 4月30日

各市町の現況				
項目	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
軽自動車税	(税率) 標準税率	(税率) 標準税率	(税率) 標準税率	(税率) 標準税率
	原動機付自動車	原動機付自動車	原動機付自動車	原動機付自動車
	2輪 50cc以下	2輪 50cc以下	2輪 50cc以下	2輪 50cc以下
	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	" 90cc以下	" 90cc以下	" 90cc以下	" 90cc以下
	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
	" 125cc以下	" 125cc以下	" 125cc以下	" 125cc以下
	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
	3輪 20cc超	3輪 20cc超	3輪 20cc超	3輪 20cc超
	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
	軽自動車	軽自動車	軽自動車	軽自動車
	2輪	2輪	2輪	2輪
	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
	3輪	3輪	3輪	3輪
	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円
	4輪以上 乗用 営業用	4輪以上 乗用 営業用	4輪以上 乗用 営業用	4輪以上 乗用 営業用
	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
	" " 自家用	" " 自家用	" " 自家用	" " 自家用
	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円
	" 貨物 営業用	" 貨物 営業用	" 貨物 営業用	" 貨物 営業用
3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	
" " 自家用	" " 自家用	" " 自家用	" " 自家用	
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	
専ら雪上を走行するもの	専ら雪上を走行するもの	専ら雪上を走行するもの	専ら雪上を走行するもの	
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	
小型特殊自動車	小型特殊自動車	小型特殊自動車	小型特殊自動車	
農耕作業用	農耕作業用	農耕作業用	農耕作業用	
1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	
その他	その他	その他	その他	
4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	
2輪の小型自動車	2輪の小型自動車	2輪の小型自動車	2輪の小型自動車	
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	
(納期) 4月11日～4月30日	(納期) 4月11日～4月30日	(納期) 4月11日～4月30日	(納期) 4月11日～4月30日	

具体的な調整方法	
軽自動車税	標準税率に統一する。 納期は、本荘市の例による。

調整内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税、固定資産税、軽自動車税、鉱産税、入湯税の税率については、新市における標準税率に統一する。 納期については、地方税法に定める納期に統一する。ただし、固定資産税及び軽自動車税の納期については、本荘市の例に統一する。 ・市たばこ税、特別土地保有税については、現行のとおりとする。なお、特別土地保有税の免税点については、地方税法の規定により 5,000㎡未満とする。
------	--

各 市 町 の 現 況				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
市町たばこ税	(税率) 一定税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円	(税率) 一定税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円	(税率) 一定税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円	(税率) 一定税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円
鉱産税	(税率) 標準税率 鉱物価格の1%、ただし、1カ月に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合は0.7% (納期) 毎月15日～同月末日	(税率) 標準税率 鉱物価格の1%、ただし、1カ月に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合は0.7% (納期) 毎月15日～同月末日	(税率) 標準税率 鉱物価格の1%、ただし、1カ月に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合は0.7% (納期) 毎月15日～同月末日	(税率) 標準税率 鉱物価格の1%、ただし、1カ月に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合は0.7% (納期) 毎月15日～同月末日
特別土地保有税	(税率) 一定税率 保有分 土地取得価格の1.4% 取得分 " 3.0% (免税点) 5,000㎡	(税率) 一定税率 保有分 土地取得価格の1.4% 取得分 " 3.0% (免税点) 5,000㎡	(税率) 一定税率 保有分 土地取得価格の1.4% 取得分 " 3.0% (免税点) 10,000㎡	(税率) 一定税率 保有分 土地取得価格の1.4% 取得分 " 3.0% (免税点) 10,000㎡

各 市 町 の 現 況				
項 目	大 内 町	東由利町	西 目 町	鳥 海 町
市町たばこ税	(税率) 一定税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円	(税率) 一定税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円	(税率) 一定税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円	(税率) 一定税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円
鉱産税	(税率) 標準税率 鉱物価格の1%、ただし、1カ月に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合は0.7% (納期) 毎月15日～同月末日	(税率) 標準税率 鉱物価格の1%、ただし、1カ月に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合は0.7% (納期) 毎月15日～同月末日	(税率) 標準税率 鉱物価格の1%、ただし、1カ月に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合は0.7% (納期) 毎月15日～同月末日	(税率) 標準税率 鉱物価格の1%、ただし、1カ月に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合は0.7% (納期) 毎月15日～同月末日
特別土地保有税	(税率) 一定税率 保有分 土地取得価格の1.4% 取得分 " 3.0% (免税点) 10,000m ²			

具 体 的 な 調 整 方 法	
市たばこ税	一定税率(地方団体が課税する場合にこれ以外の税率によることを許さないものとして法定されている税率)
鉱産税	標準税率に統一する。 納期は、地方税法に定める納期に統一する。
特別土地保有税	一定税率(地方団体が課税する場合にこれ以外の税率によることを許さないものとして法定されている税率) 免税点については、地方税法の規定により5,000m ² 未満とする。

調整内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税、固定資産税、軽自動車税、鉱産税、入湯税の税率については、新市における標準税率に統一する。 納期については、地方税法に定める納期に統一する。ただし、固定資産税及び軽自動車税の納期については、本荘市の例に統一する。 ・都市計画税については、現行のとおりとする。
------	---

項 目	各 市 町 の 現 況			
	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
入湯税	<p>(税率)</p> <p>一人1日につき 150円</p> <p>但し、65歳以上で鶴舞温泉入湯の場合は50円</p> <p>(課税免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・鶴舞温泉に入湯する身体障害者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 	なし	<p>(税率)標準税率</p> <p>一人1日につき 150円</p> <p>(課税免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 	<p>(税率)標準税率</p> <p>一人1日につき 150円</p> <p>(課税免除)</p> <p>なし</p>
都市計画税	<p>(納税義務者)</p> <p>都市計画区域のうち市条例で定められた区域内に土地・家屋を所有する者</p> <p>(税率) 0.10%</p> <p>(免税点)土地 30万円</p> <p>家屋 20万円</p> <p>償却資産 150万円</p> <p>(納期)</p> <p>第1期 5月1日～5月31日</p> <p>第2期 7月1日～7月31日</p> <p>第3期 12月1日～12月28日</p> <p>第4期翌年2月1日～2月末日</p>	なし	なし	なし

各 市 町 の 現 況				
項 目	大 内 町	東由利町	西 目 町	鳥 海 町
入湯税	(税率)標準税率 一人1日につき 150円 (課税免除) ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は公衆浴場に入湯する者	(税率)標準税率 一人1日につき 150円 (課税免除) ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	(税率) 一人1日につき 100円 (課税免除) ・小学生以下の者 ・町内に居住する70歳以上の者、身体障害者及び精神薄弱者等 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	(税率)標準税率 一人1日につき 150円 (課税免除) ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
都市計画税	なし	なし	なし	なし

具 体 的 な 調 整 方 法	
入湯税	標準税率(岩城町、由利町、大内町、東由利町、鳥海町の例)に統一する。 課税免除の規定は、岩城町、大内町、東由利町、鳥海町の例に統一する。
都市計画税	現行のとおりとする。